

福山市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2023年（令和5年）12月25日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	池	上	文夫
福山市監査委員	連	石	武則

2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

保健福祉局 ネウボラ推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>保育指導課</p> <p>園児食事代収入事務について</p> <p>当該事務は、市立保育所及び市立認定こども園の利用児童への食事の提供に係る費用を保護者から徴収するものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 未納となった園児食事代について、福山市債権管理条例等に定める方法による督促を行うなど、適正な徴収管理を実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>② 未納となった園児食事代については、2023年（令和5年）10月調定分以降、福山市債権管理条例等に基づき、適切な納期限を定めた督促状を履行期限後20日以内に送付している。</p>